

(別添2)

科目免除要件及び時間数

1 初任者研修課程

(1) 介護業務従事経験者※

免除対象	実習を行う科目のうち実習部分
要件	研修開講日時時点で、過去3年間において介護に関する実務経験の期間が6か月以上あり、かつ従事日数が60日以上ある者。勤務形態（常勤・非常勤の別）及び1日の勤務時間は問わない。

※ 介護業務の具体的範囲については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）」に定めるものをいう。

(2) 生活援助従事者研修課程修了者

- ① 免除科目及び最大免除時間は表1のとおりとする。
- ② 各科目の研修内容において、免除ができる部分及び内容を軽くして教える部分については、表2のとおりとする。

表1 科目ごとの最大免除時間

科目	所定時間数	最大免除時間
1 職務の理解	6時間	2時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	6時間
3 介護の基本	6時間	4時間
4 介護福祉サービス理解と医療の連携	9時間	3時間
5 介護におけるコミュニケーション技術	6時間	6時間
6 老化の理解	6時間	6時間
7 認知症理解	6時間	3時間
8 障害の理解	3時間	3時間
9 心とからだのしくみと生活支援技術	75時間	24時間
(科目9の内訳)		
ア 基本知識の学習	5時間	3.5時間
イ 生活支援技術の講義・演習	60時間	18.5時間
ウ 生活支援技術演習	10時間	2時間
10 振り返り	4時間	2時間
計		59時間

表2 免除又は内容を軽くして教えることができる部分

下線部は免除できる部分、二重下線部は内容を軽くして教えることができる部分

科目	細目	研修内容
1 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	①介護保険サービス (<u>居宅、施設</u>) ② <u>介護保険外サービス</u>
	(2) 介護職の仕事の内容や働く現場の理解	① <u>居宅、施設</u> の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容 ② <u>居宅、施設</u> の実際のサービス提供現場の具体的イメージ (視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等) ③ケアプランの位置づけに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護	○ <u>人権と尊厳の保持</u> ① <u>個人としての尊重</u> 、② <u>アドボカシー</u> 、③ <u>エンパワメントの視点</u> 、④「 <u>役割</u> 」の実感、⑤ <u>尊厳のある暮らし</u> 、⑥ <u>利用者のプライバシーの保護</u> ○ <u>ICF</u> ① <u>介護分野におけるICF</u> ○ <u>QOL</u> ① <u>QOLの考え方</u> 、② <u>生活の質</u> ○ <u>ノーマライゼーション</u> ① <u>ノーマライゼーションの考え方</u> ○ <u>虐待防止・身体拘束禁止</u> ① <u>身体拘束禁止</u> 、② <u>高齢者虐待防止法</u> 、③ <u>高齢者の養護者支援</u> ○ <u>個人の権利を守る制度の概要</u> ① <u>個人情報保護法</u> 、② <u>成年後見制度</u> 、③ <u>日常生活自立支援事業</u>
	(2) <u>自立に向けた介護</u>	○ <u>自立支援</u> ① <u>自立・自律支援</u> 、② <u>残存能力の活用</u> 、③ <u>動機と欲求</u> 、④ <u>意欲を高める支援</u> 、⑤ <u>個別性／個別ケア</u> 、⑥ <u>重度化防止</u> ○ <u>介護予防</u> ① <u>介護予防の考え方</u>

科目	細目	研修内容
3 介護の基本	(1) 介護職の役割、専門性と他職種との連携	<p>○介護環境の特徴の理解 <u>①訪問介護と施設介護サービスの違い、②地域包括ケアの方向性</u> ○介護の専門性 <u>①重度化防止・遅延化の視点、②利用者主体の支援姿勢、③自立した生活を支えるための援助、④根拠のある介護、⑤チームケアの重要性、⑥事業所内のチーム、⑦他職種から成るチーム</u> ○介護に関わる職種 <u>①異なる専門性を持つ多職種の理解、②介護支援専門員、③サービス提供責任者、④看護師等とチームとなり利用者を支える意味、⑤互いの専門職能力を活用した効果的なサービスの提供、⑥チームケアにおける役割分担</u></p>
	<u>(2) 介護職の職業倫理</u>	<p>○職業倫理 <u>①専門職の倫理の意義、②介護の倫理（介護福祉士の倫理と介護福祉士制度等）、③介護職としての社会的責任、④プライバシーの保護・尊重</u></p>
	(3) 介護における安全の確保とリスクマネジメント	<p>○介護における安全の確保 <u>①事故に結びつく要因を探り対応していく技術、②リスクとハザード</u> ○事故予防、安全対策 <u>①リスクマネジメント、②分析の手法と視点、③事故に至った経緯の報告（家族への報告、市町村への報告等）</u> <u>④情報の共有</u></p>
	(4) 介護職の安全	<p>○介護職の心身の健康管理 <u>①介護職の健康管理が介護の質に影響、②ストレスマネジメント、③腰痛の予防に関する知識、④手洗い・うがいの励行、⑤手洗いの基本、⑥感染症対策</u></p>

科目	細目	研修内容
4 介護・福祉サービスの理解と医療との連携	(1) 介護保険制度	<p>○介護保険制度の創設の背景及び目的、動向</p> <p><u>①ケアマネジメント、②予防重視型システムへの転換、③地域包括支援センターの設置、④地域包括ケアシステムの推進</u></p> <p>○仕組みの基礎的理解</p> <p><u>①保険制度としての基本的仕組み、②介護給付と種類、③予防給付、④要介護認定の手順</u></p> <p>○制度を支える財源、組織・団体の機能と役割</p> <p><u>①財政負担、②指定介護サービス事業者の指定</u></p>
	(2) 医療との連携とリハビリテーション	<p><u>①医行為と介護、②訪問看護、③施設における看護と介護の役割・連携、④リハビリテーションの理念</u></p>
	(3) 障害福祉制度及びその他の制度	<p>○障害福祉制度の理念</p> <p><u>①障害者の概念、②ICF（国際生活機能分類）</u></p> <p>○障害福祉制度の仕組みの基礎的理解</p> <p><u>①介護給付・訓練等給付の申請から支給決定まで</u></p> <p>○個人の権利を守る制度の概要</p> <p><u>①個人情報保護法、②成年後見制度、③日常生活自立支援事業</u></p>
5 介護におけるコミュニケーション技術	(1) 介護におけるコミュニケーション	<p>○介護におけるコミュニケーションの意義、目的、役割</p> <p><u>①相手のコミュニケーション能力に対する理解や配慮、②傾聴、③共感の応答</u></p> <p>○コミュニケーションの技法、道具を用いた言語的コミュニケーション</p> <p><u>①言語的コミュニケーションの特徴②非言語コミュニケーションの特徴</u></p> <p>○利用者・家族とのコミュニケーションの実際</p> <p><u>①利用者の思いを把握する、②意欲低下の原因を考える、③利用者の感情に共感する、④家族の心理的理解、⑤家族へのいたわりと励まし、⑥信頼関係の形成、⑦自分の価値観で家族の意向を判断し非難することがないようにする、⑧アセスメントの手法とニーズとデマンドの違い</u></p> <p>○利用者の状況・状態に応じたコミュニケーション技術の実際</p> <p><u>①視力、聴力の障害に応じたコミュニケーション技術、②失語症に応じたコミュニケーション技術、③構音障害に応じたコミュニケーション技術、④認知症に応じたコミュニケーション技術</u></p>

科目	細目	研修内容
5 介護におけるコミュニケーション技術	(2) 介護におけるチームのコミュニケーション	<p>○記録における情報の共有化</p> <p>①介護における記録の意義・目的、利用者の状態を踏まえた観察と記録、②介護に関する記録の種類、③個別援助計画書（訪問・通所・入所、福祉用具貸与等）、②ヒヤリハット報告書、③5W1H</p> <p>○報告</p> <p>①報告の留意点、②連絡の留意点、③相談の留意点</p> <p>○コミュニケーションを促す環境</p> <p>①会議、②情報共有の場、③役割の認識の場（利用者と頻回に接触する介護者に求められる観察眼）、④ケアカンファレンスの重要性</p>
6 老化の理解	(1) 老化に伴うこころとからだの変化と日常	<p>○老年期の発達と老化に伴う心身の変化の特徴</p> <p>①防衛反応（反射）の変化、②喪失体験</p> <p>○老化に伴う心身の機能の変化と日常生活への影響</p> <p>①身体機能の変化と日常生活への影響、②咀嚼機能の低下、③筋・骨・関節の変化、④体温維持機能の変化、⑤精神的機能の変化と日常生活への影響</p>
	(2) 高齢者と健康	<p>○高齢者の疾病と生活上の留意点</p> <p>①骨折、②筋力の低下と動き・姿勢の変化、③関節痛</p> <p>○高齢者に多い病気とその日常生活上の留意点</p> <p>①循環器障害（脳梗塞、脳出血、虚血性心疾患）、②循環器障害の危険因子と対策、②老年期うつ病症状（強い不安感、焦燥感を背景に、「訴え」の多さが全面に出る、うつ病性仮性認知症）、③誤嚥性肺炎、④病状の小さな変化に気づく視点、⑤高齢者は感染症にかかりやすい</p>
7 認知症の理解	(1) 認知症を取り巻く状況	<p>○認知症ケアの理念</p> <p>①パーソンセンタードケア、②認知症ケアの視点（できることに着目する）</p>
	(2) 医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	<p>○認知症の概念、認知症の原因疾患とその病態、原因疾患別ケアのポイント、健康管理</p> <p>①認知症の定義、②もの忘れとの違い、③せん妄の症状、④健康管理（脱水・便秘・低栄養・低運動の防止、口腔ケア）、⑤治療、⑥薬物療法、⑦認知症に使用される薬</p>
	(3) 認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	<p>○認知症の人の生活障害、心理・行動の特徴</p> <p>①認知症の中核症状、②認知症の行動・心理症状（BPSD）、③不適切なケア、④生活環境で改善</p> <p>○認知症の利用者への対応</p> <p>①本人の気持ちを推察する、②プライドを傷つけない、③相手の世界に合わせる、④失敗しないような状況をつくる、⑤すべての援助行為がコミュニケーションであると考え、⑥身体を通じたコミュニケーション、⑦相手の様子・表情・視線・姿勢などから気持ちを洞察する、⑦認知症の進行に合わせたケア</p>

科目	細目	研修内容
7 認知症の理解	(4) 家族への支援	①認知症の受容課程での援助、②介護負担の軽減（レスパイトケア）
8 障害の理解	(1) 障害の基礎的理解	○障害の概念とICF ①ICFの分類と医学的分類、②ICFの考え方 ○障害者福祉の基本理念 ①ノーマライゼーションの概念
	(2) 障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	○身体障害 ①視覚障害、②聴覚、平衡障害、③音声・言語・咀嚼障害、④肢体不自由、⑤内部障害 ○知的障害 ①知的障害 ○精神障害（高次脳機能障害・発達障害を含む） ①統合失調症・気分（感情障害）・依存症などの精神疾患、②高次脳機能障害、③広汎性発達障害・学習障害・注意欠陥多動性障害などの発達障害 ○その他の心身の機能障害
	(3) 家族の心理、かかわり支援の理解	○家族への支援 ①障害の理解・障害の受容支援、②介護負担の軽減
9 こころとからだのしくみと生活支援技術	(1) 介護の基本的な考え方	①理論に基づく介護（ICFの視点に基づく生活支援、我流介護の排除）、②法的根拠に基づく介護
	(2) 介護に関するこころのしくみと基礎的理解	①学習と記憶の基礎知識、②感情と意欲の基礎知識、③自己概念と生きがい、④老化や障害を受け入れる適応行動とその阻害要因、⑤こころの持ち方が行動に与える影響、⑥からだの状態がこころに与える影響
	(3) 介護に関するからだのしくみの基礎的理解	①人体の各部の名称と動きに関する基礎知識、②骨・関節・筋肉に関する基礎知識、ボディメカニクスの活用、③中枢神経系と体性神経に関する基礎知識、④自律神経と内部器官に関する基礎知識、⑤こころとからだを一体的に捉える、⑥利用者の様子の普段との違いに気づく視点
	(4) 生活と家事	○家事と生活の理解、家事援助に関する基礎的知識と生活支援 ①生活歴、②自立支援、③予防的な対応、④主体性・能動性を引き出す、⑤多様な生活習慣、⑥価値観
	(5) 快適な居住環境整備と介護	○快適な居住環境に関する基礎知識、高齢者・障害者特有の居住環境整備と福祉用具に関する留意点と支援方法 ①家庭内に多い事故、②バリアフリー、③住宅改修、④福祉用具貸与

科目	細目	研修内容
9 ところとからだのしくみと生活支援技術	(6) 整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	(読み替えなし)
	(7) 移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	○移動・移乗に関する基礎知識、様々な移動・移乗に関する用具とその活用方法、利用者、介助者にとって負担の少ない移動・移乗を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、移動と社会参加の留意点と支援 ①利用者 ^と 介護者の双方が安全で安楽な方法、②利用者の自然な動きの活用、③残存能力の活用・自立支援、④重心・重力の動きの理解、⑤ボディメカニクスの基本原理、⑥移乗介助の具体的な方法（車いすへの移乗の具体的な方法、全面介助でのベッド・車いす間の移乗、全面介助での車いす・洋式トイレ間の移乗）、⑦移動介助（車いす・歩行器・つえ等）、⑧褥瘡予防
	(8) 食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	○食事に関する基礎知識、食事環境の整備・食事に関連した用具・食器の活用方法と食事形態とからだのしくみ、楽しい食事を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法、食事と社会参加の留意点と支援 ①食事をする意味、②食事のケアに対する介護者の意識、③低栄養の弊害、④脱水の弊害、⑤食事と姿勢、⑥咀嚼・嚥下のメカニズム、⑦空腹感、⑧満腹感、⑨好み、⑩食事の環境整備（時間・場所等）、⑪食事に関した福祉用具の活用と介助方法、⑫口腔ケアの定義、⑬誤嚥性肺炎の予防
	(9) 入浴・清潔に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護、 (10) 排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	(読み替えなし)

科目	細目	研修内容
9 ところとからだのしくみと生活支援技術	(11) 睡眠に関するところとからだのしくみと自立に向けた介護	○睡眠に関する基礎知識、様々な睡眠環境と用具の活用方法、快い睡眠を阻害するところとからだの要因の理解と支援方法 ①安眠のための介護の工夫、②環境の整備(温度や湿度、光、音、よく眠るための寝室)、③安楽な姿勢・褥瘡予防
	(12) 死にゆく人に関するところとからだのしくみと終末介護	○終末期に関する基礎知識とところとからだのしくみ、生から死への過程、「死」に向き合うところの理解、苦痛の少ない死への支援 ①終末期ケアとは、②高齢者の死に至る過程(高齢者の自然死(老衰)、癌死)、③臨終が近づいたときの兆候と介護、④介護従事者の基本的態度、⑤他職種間の情報共有の必要性
	(13) 介護過程の基礎的理解	①介護過程の目的・意義・展開、②介護過程とチームアプローチ
	(14) 総合生活支援技術演習	(読み替えなし)
10 振り返り	(1) 振り返り	①研修を通して学んだこと、②今後継続して学ぶべきこと、③根拠に基づく介護についての要点(利用者の状態像に応じた介護と介護過程、身体・心理・社会面を総合的に理解するための知識の重要性、チームアプローチの重要性等)
	(2) 就業への備えと研修修了後における継続的な研修	①継続的に学ぶこと、②研修修了後における継続的な研修について、具体的にイメージできるような事業所等における実例(Off-JT、OJT)を紹介

(3) 入門的研修修了者(「介護に関する入門的研修の実施について」(平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知)に規定するもの。)

- ① 免除科目及び最大免除時間は表3のとおりとする。
- ② 基礎講座のみの修了者については、免除することはできない。

表3 科目ごとの最大免除時間

① 基礎・入門講座修了者

科目	所定時間数	最大免除時間
3 介護の基本	6時間	6時間
6 老化の理解	6時間	6時間
7 認知症の理解	6時間	6時間
8 障害の理解	3時間	3時間
		計21時間

② 入門講座のみ修了者

科目	所定時間数	最大免除時間
3 介護の基本 （「細目(7)介護における安全確保とリスクマネジメント」及び「細目(8)介護職の安全」のみ）	6時間	2時間
6 老化の理解	6時間	6時間
7 認知症の理解	6時間	6時間
8 障害の理解	3時間	3時間
		計 17時間

(4) 認知症介護基礎研修修了者（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成 18 年 3 月 31 日老発第 0331010 号厚生労働省老健局長通知）に規定するもの。）

① 免除科目及び最大免除時間は表 4 のとおりとする。

表 4 科目ごとの最大免除時間

科目	所定時間数	最大免除時間
7 認知症の理解	6時間	6時間
		計 6時間

(5) 訪問介護に関する三級課程修了者（「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）」による改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 に規定するもの。）

① 免除科目及び最大免除時間は表 5 のとおりとする。

② 各科目の研修内容において、免除ができる部分については、表 6 のとおりとする。

表 5 科目ごとの最大免除時間

科目	所定時間数	最大免除時間
1 職務の理解	6時間	3時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	3時間
9 心とからだのしくみと生活支援技術	75時間	7時間
(科目 9 の内訳)		
ア 基本知識の学習	5時間	0時間
イ 生活支援技術の講義・演習	60時間	4時間
ウ 生活支援技術演習	10時間	3時間
		計 13時間

表 6 免除ができる部分

下線部は免除できる部分

科目	細目	研修内容
1 職務の理解	(1) 多様なサービスの理解	①介護保険サービス（ <u>居宅、施設</u> ）②介護保険外サービス

科目	細目	研修内容
1 職務の理解	(2) 介護職の仕事の内容や働く現場の理解	<p>①<u>居宅、施設</u>の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</p> <p>②<u>居宅、施設</u>の実際のサービス提供現場の具体的なイメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）</p> <p>③ケアプランの位置づけに始まるサービスの提供に至るまでの一連の業務の流れとチームアプローチ・他職種、介護保険外サービスを含めた地域の社会資源との連携</p>
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護	<p>○<u>人権と尊厳の保持</u></p> <p>①<u>個人としての尊重</u>、②<u>アドボカシー</u>、③<u>エンパワメントの視点</u>、④<u>「役割」の実感</u>、⑤<u>尊厳のある暮らし</u>、⑥<u>利用者のプライバシーの保護</u></p> <p>○<u>ICF</u></p> <p>①<u>介護分野におけるICF</u></p> <p>○<u>QOL</u></p> <p>①<u>QOLの考え方</u>、②<u>生活の質</u></p> <p>○<u>ノーマライゼーション</u></p> <p>①<u>ノーマライゼーションの考え方</u></p> <p>○<u>虐待防止・身体拘束禁止</u></p> <p>①<u>身体拘束禁止</u>、②<u>高齢者虐待防止法</u>、③<u>高齢者の養護者支援</u></p> <p>○<u>個人の権利を守る制度の概要</u></p> <p>①<u>個人情報保護法</u>、②<u>成年後見制度</u>、③<u>日常生活自立支援事業</u></p>
	(2) 自立に向けた介護	<p>○<u>自立支援</u></p> <p>①<u>自立・自律支援</u>、②<u>残存能力の活用</u>、③<u>動機と欲求</u>、④<u>意欲を高める支援</u>、⑤<u>個別性／個別ケア</u>、⑥<u>重度化防止</u></p> <p>○<u>介護予防</u></p> <p>①<u>介護予防の考え方</u></p>
9 ところとからだのしくみと生活支援技術	(1) <u>生活と家事</u>	<p>○<u>家事と生活の理解</u>、<u>家事援助に関する基礎的知識と生活支援</u></p> <p>①<u>生活歴</u>、②<u>自立支援</u>、③<u>予防的な対応</u>、④<u>主体性・能動性を引き出す</u>、⑤<u>多様な生活習慣</u>、⑥<u>価値観</u></p>
	(2) <u>介護過程の基礎的理</u> <u>解</u>	<p>①<u>介護過程の目的・意義・展開</u>、②<u>介護過程とチームアプローチ</u></p>

2 生活援助従事者研修課程

(1) 介護業務従事経験者※

免除対象	実習を行う科目のうち実習部分
要件	研修開講日時点で、過去3年間において介護に関する実務経験の期間が6か月以上あり、かつ従事日数が60日以上ある者。勤務形態（常勤・非常勤の別）及び1日の勤務時間は問わない。

※ 介護業務の具体的範囲については、「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号厚生省社会局長・厚生省児童家庭局長通知）」に定めるものをいう。

(2) 入門的研修修了者（「介護に関する入門的研修の実施について」（平成30年3月30日社援基発第0330第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）に規定するもの。）

- ① 免除科目及び最大免除時間は表7のとおりとする。
- ② 基礎講座のみの修了者については、免除することはできない。

表7 科目ごとの最大免除時間

○ 基礎・入門講座修了者

科目	所定時間数	最大免除時間
3 介護の基本	4時間	4時間
6 老化と認知症の理解	9時間	9時間
7 障害の理解	3時間	3時間
計		16時間

○ 入門講座のみ修了者

科目	所定時間数	最大免除時間
3 介護の基本 （「細目(7)介護における安全確保とリスクマネジメント」及び「細目(8)介護職の安全」のみ）	4時間	2時間
6 老化と認知症の理解	9時間	9時間
7 障害の理解	6時間	3時間
計		14時間

(3) 認知症介護基礎研修修了者（「認知症介護実践者等養成事業の実施について」（平成18年3月31日老発第0331010号厚生労働省老健局長通知）に規定するもの。）

- ① 免除科目及び最大免除時間は表8のとおりとする。

表8

科目	所定時間数	最大免除時間
6 老化と認知症の理解（認知症の理解の部分のみ）	9時間	3時間
計		3時間

(4) 訪問介護に関する三級課程修了者（「介護保険施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年厚生労働省令第 25 号）」による改正前の介護保険法施行規則第 22 条の 23 に規定するもの。）

- ① 免除科目及び最大免除時間は表 9 のとおりとする。
- ② 各科目の研修内容において、免除ができる部分については、表 10 のとおりとする。

表 9 科目ごとの最大免除時間

科目	所定時間数	最大免除時間
1 職務の理解	2 時間	2 時間
2 介護における尊厳の保持・自立支援	6 時間	3 時間
8 心とからだのしくみと生活支援技術	24 時間	7 時間
(科目 8 の内訳)		
ア 基本知識の学習	7.5 時間程度	0 時間
イ 生活支援技術の講義・演習	14.5 時間程度	4 時間
ウ 生活支援技術演習	2 時間程度	3 時間
		計 12 時間

表 10 免除ができる部分

下線部は免除できる部分

科目	細目	研修内容
1 職務の理解	<u>(1) 多様なサービスの理解</u>	<u>①介護保険サービス（居宅）、②介護保険外サービス</u>
	<u>(2) 介護職の仕事の内容や働く現場の理解</u>	<u>①居宅、施設の多様な働く現場におけるそれぞれの仕事内容</u> <u>②居宅の実際のサービス提供現場の具体的なイメージ（視聴覚教材の活用、現場職員の体験談、サービス事業所における受講者の選択による実習・見学等）、③生活援助中心型の訪問介護で行う業務の範囲（歩行等が不安定な者の移動支援・見守り含む）</u>

科目	細目	研修内容
2 介護における尊厳の保持・自立支援	(1) 人権と尊厳を支える介護	<p>○<u>人権と尊厳の保持</u></p> <p>①<u>個人としての尊重</u>、②<u>アドボカシー</u>、③<u>エンパワメントの視点</u>、④「<u>役割</u>」の実感、⑤<u>尊厳のある暮らし</u>、⑥<u>利用者のプライバシーの保護</u></p> <p>○<u>ICF</u></p> <p>①<u>介護分野におけるICF</u></p> <p>○<u>QOL</u></p> <p>①<u>QOLの考え方</u>、②<u>生活の質</u></p> <p>○<u>ノーマライゼーション</u></p> <p>①<u>ノーマライゼーションの考え方</u></p> <p>○<u>虐待防止・身体拘束禁止</u></p> <p>①<u>身体拘束禁止</u>、②<u>高齢者虐待防止法</u>、③<u>高齢者の養護者支援</u></p> <p>○<u>個人の権利を守る制度の概要</u></p> <p>①<u>個人情報保護法</u>、②<u>成年後見制度</u>、③<u>日常生活自立支援事業</u></p>
	(2) 自立に向けた介護	<p>○<u>自立支援</u></p> <p>①<u>自立・自律支援</u>、②<u>残存能力の活用</u>、③<u>動機と欲求</u>、④<u>意欲を高める支援</u>、⑤<u>個別性／個別ケア</u>、⑥<u>重度化防止</u></p> <p>○<u>介護予防</u></p> <p>①<u>介護予防の考え方</u></p>
8 こころとからだのしくみと生活支援技術	(4) <u>生活と家事</u>	<p>○<u>家事と生活の理解</u>、<u>家事援助に関する基礎的知識と生活支援</u></p> <p>①<u>生活歴</u>、②<u>自立支援</u>、③<u>予防的な対応</u>、④<u>主体性・能動性を引き出す</u>、⑤<u>多様な生活習慣</u>、⑥<u>価値観</u></p>
	(10) <u>介護過程の基礎的理解</u>	<p>①<u>介護過程の目的・意義・展開</u>、②<u>介護過程とチームアプローチ</u></p>